

金沢大学生協 IC カード利用細則

プリペイド条項

第1条（プリペイド利用方法）

- 1 IC カード保有者は、生協に持参、もしくは生協が指定する方法での金融機関等を使った支払手続きをすることによって、納めた金額と同等の入金額を、大学生協が運営する管理サーバに蓄積し、利用することができます。
- 2 IC カード保有者は、本条第1項により記録された金額もしくは生協が指定する割増率で増額された金額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下「指定店舗」という）において IC カード対応機器で記録された金額を読み取り、入金した金額相当額で、指定店舗における決済代金（商品代金、送料、手数料および消費税を含む）の全部または一部の支払いとして利用するか大学生協が指定するサービスを受けることができるものとします。ただし生協組合員でない場合は、一部サービスを受けることができない場合があります。

第2条（プリペイド利用の限度額・手数料等）

- 1 生協は、電子マネーの設定形態、限度額、入金額に対する割増などの運用ルールに関して、別途 IC カード保有者に通知するものとします

第3条（IC カードでプリペイドが利用できない場合）

IC カード保有者は、次の場合には、IC カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①IC カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、通信障害、停電等により、IC カードを利用することができない場合
- ②生協がカードで利用できない商品及びサービスを指定している場合
- ③臨時販売所等で、POS レジスタ等の店舗端末が設置できない場所の場合

第4条（IC カードの紛失・盗難、汚損等によるプリペイドの処理）

- 1 IC カードの汚損等により、プリペイド金額等の読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合、IC カード保有者は金沢大学生協 IC カード規則第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 IC カード保有者が IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、金沢大学生協 IC カード規則第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。

第5条（返金の禁止）

- 1 プリペイド未使用残額の返金は、ICカード保有者の脱退等の事由によりICカードの使用を停止し、大学または生協所定の手続きによってICカードを生協に提示した場合を除き行わないものとします。
- 2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行うものとします。
- 3 プリペイド金額は卒業時までに残高を使いきることを原則としますが、卒業時に未使用残高がある場合には返金を行います。

ポイント条項

第6条（ポイントの発生）

生協は組合員に、電子マネー利用金額に対応して算定された特典、もしくは生協において所定の条件・方法により設定された特典（以下、「ポイント」という）を付与することができます。

- 2 ポイント対象店舗、商品やポイントの算定率ならびに付与内容は、生協が定めた方法で組合員に通知します。
- 3 短期間のセールや企画におけるポイント対象店舗、商品やポイントの算定率ならびに付与内容は、組合員に予告無く変更する場合があります。

第7条（ポイントの受領）

ICカード保有者は、前条により発生するポイントをICカード等の手段により受け取ることができます。

ミール機能条項

第9条（ミール機能の定義）

ICカード等において、生協が指定した期間及び指定した1日当たりの利用限度額の範囲内で、生協が指定する食堂等の店舗（以下（指定店舗）という）及びICカード対応機器で食事等を利用することができる機能をミール機能といいます。具体的にはミールプリペイド機能をさします。

第10条（ミール機能の利用方法）

- 1 生協組合員が、生協が指定した金額を原則として生協が指定する金融機関口座への振込みをもって申請することにより、ICカード等によるミール機能を利用することができます。
- 2 ICカード等によるミール機能は申し込んだ生協組合員のみが利用できるものとし、当該機能を第三者へ貸与または譲渡することはできません。また他人の分の購入もできないものとします。

- 3 生協組合員は、生協が指定した期間および指定した1日あたりの限度額の範囲内で、指定店舗及びICカード対応機器で、ミール機能による食事等を利用することができます。

第11条（ミール機能の利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等）

- 1 生協は、ミール機能の利用期間、1日あたりの利用限度額、ミール機能で利用できる食事等の商品の範囲、その他ミール機能の利用にあたって必要な事項を定め、これを公告するとともに必要に応じてミール機能申し込み者へ通知します。
- 2 ミール機能の申し込みに係る入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利息とします。

第12条（ICカードの紛失・汚損等によるミール機能の処理）

- 1 ICカードの汚損等により、ミール機能の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合、組合員はICカード規則第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 組合員がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、ICカード規則第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。

第13条（返品・返金の禁止）

- 1 ミール機能の金額は卒業時までに残高を使いきることを原則としますが、卒業時に未使用残高がある場合には返金を行います。
- 2 ミール機能を利用して購入した食事等の商品の返品・返金については、レジ操作ミスなど生協の過失による場合以外は受け付けないものとします。

第14条（ミール機能解約の場合の返金）

- 1 ミール機能を利用する生協組合員が、ミール機能の利用期間中において中途退学、休学、留学、傷病での長期入院など（大学休暇中の帰省等を除く）の事由により3カ月を超える期間にわたって大学への通学ができなくなった場合、もしくは生協が認めた場合においては、生協は組合員からの生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミール機能申込金額からすでに利用した金額を差し引いた残額を返金することとします。
- 2 生協に起因する責任において、3ヶ月を超える長期にわたり指定食堂等が利用できない場合も前項と同様の対応とします。
- 3 前2項以外の事由による中途解約で、学生組合員の場合、この中途解約を申し出た組合員は事前に保護者の「解約の了承」を得ることを条件とします。
- 4 ミール機能は、生協が申し込み用紙を受領した日から8日間以内であればクーリングオフ（解約）ができます。4月1日以降の申し込みで役務提供開始前である場合も8日

間以内であればクーリングオフ（解約）ができます。

第15条（仮カードの発行）

生協組合員は、ミール機能利用期間中に再発行等により IC カードが発行されるまで、生協所定の手続きにより仮カードの発行を受けることができます。仮カードの発行を受ける際はあらかじめ生協所定額を預託していただく場合があります。

第16条（仮カードの返却）

仮カード保有者である生協組合員が IC カードを入手した場合、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を預かった場合は返却します。

補則条項

第17条（解釈等）

この規則に定めのない事項およびこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、生協理事会が決定します。

第18条（本細則の変更・廃止）

1 当組合は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本細則を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、当組合は、本細則を変更・廃止する旨、変更後の本細則の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ① 店舗での掲示
- ② Web サイトへの掲示

3 本細則の変更・廃止は、本組合の理事会の議決によります。

(附則)

- 1 この規則は 2010 年 2 月 1 日より施行する。
- 2 この規則は 2011 年 3 月 23 日より改定・施行する。
- 3 この規則は 2012 年 2 月 10 日より改定・施行する。
- 4 この規則は 2014 年 1 月 30 日より改定・施行する。
- 5 この規則は 2020 年 4 月 1 日より改定・施行する。
- 6 この規則は 2023 年 1 月 1 日より改定・施行する。

